

«政策局»令和7年12月定例会 議案第144号（概要）

1 議案第144号

「北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」

（1）改正概要

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第56号）から生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報の利用に関する規定を削除するもの。

（2）改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の一部改正等に伴い、児童福祉等の事務において、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報の利用が命令の規定により可能となったため、条例から命令と重複する部分を削除するもの。

（3）法律と条例の体系

【番号法及び関係省令で定めている内容】

- ・マイナンバーを利用することができる「事務」
- ・自治体間等で情報連携できる「事務」及び「情報」

【条例及び規則で定めている内容】（番号法第9条第2項の規定による）

- ・北九州市が独自でマイナンバーを利用することができる「事務」
- ・執行機関（市長事務部局）内で府内連携できる「事務」及び「情報」

（4）施行期日

公布の日